一般状況に関する質問票(質問票B 偶蹄類動物用)

注)必要に応じて豚、あるいは反芻動物に関する情報のみ聞く。

1 飼養状況

a) 直近の偶蹄類家畜の飼養頭数及び飼養戸数

()年	4	Ė.	肜	¥	<u>=</u>	É	Щ	羊		也偶蹄類
		戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
全国											
地域毎等)	(地方、州										

b) 庭先経営 (バックヤード) における農家数及び動物種・飼養頭数 (大まかな数字でも、可能な範囲で記載)

2 偶蹄類動物の肉及び肉製品の生産及び流通

※肉及び肉製品以外の輸入解禁要請の場合はa)b)c)は不要

a) 直近のと畜頭数、肉生産量

() 年	牛 豚	羊	山羊	その他偶蹄 類家畜
年間と畜頭数 (頭)				

b) 偶蹄類動物のと畜場及び食肉処理場数

\(\frac{1}{2}\)	牛	豚	羊	山羊	2 畜種以 上の複合
【と畜場】					
と畜場数					
うち輸出用認可と畜場数					
【食肉処理場】					
食肉処理場数					
うち輸出用認可食肉処理					
場数					

- c) と畜場及び食肉処理場に関して、以下について説明
 - i) と
 と
 高場における生前生後検査の内容、検査担当当局及び検査担当者の資格
 - ii) と畜場及び食肉処理場(国内消費向け)の認可の種類(国または地方)及

び認可基準及び根拠法令

- ii) 輸出用と畜場、食肉処理場の認可基準、手続き及び根拠法令
- iv) 偶蹄類動物の肉や肉製品の輸出用家畜衛生証明書の発行担当者(部局)及 び発行手続き
- d) 生産から流通段階までの農家登録、個体識別、トレーサビリティの仕組み
- e) 畜種毎の一般的な家畜飼養(生産) 形態
- f) 業界の自主的な家畜衛生・獣医公衆衛生プログラムがあればその内容及び、 獣医当局によるプログラム認定制度があれば、認定基準、手続き及び根拠法 令

3 輸出入

- a) 輸入に関する統計
 - i) 直近2年間の国別生体輸入頭数

(頭)

	Ŀ	 		豕	=		山	羊	その他偶	蹄類家畜
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
国名										

- ii) 直近2年間の国別生鮮肉等輸入量
- ※生鮮肉について聞いた上で、要請にかかる品目についても追加で聞く(例: 精液、加工肉等)

生鮮肉 (kg)

	Ŀ	Ė	康		=	É	Щ	羊	その他個	開新類家畜
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
国名		- 10								

- b) 輸出に関する統計
- i) 直近2年間の国別生体輸出頭数

(頭)

	E	‡	胩	冢	=	É	山	羊	その他偶	蹄類家畜
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
国名										

- ii) 直近2年間の国別生鮮肉輸出量
- ※生鮮肉について聞いた上で、要請にかかる品目についても追加で聞く(精液、加工肉等)

(kg)

	Ė	 	胩		=	É	山	羊	その何	也家畜
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
国名										

- c) 偶蹄類動物及びその畜産物の輸出入検疫体制に関し、
- i) 輸入検疫の実施主体
- ii) 生体の輸入検疫施設の数及び所在地(主な入国地点とあわせて地図に示す)
- iii) 生体及び畜産物検疫の概要
- iv) 密輸対策
- v) 生体の輸出にかかる衛生証明書の発行を担当する当局組織及び発行手続き

4 その他

- a) 航空機や船舶から出るギャベージの処理について何らかの規制がある場合 は、その内容と法的根拠。
- b) 飼養豚に対する残飯給与に関する規制がある場合は、その内容と法的根拠。
- c) (精液・受精卵の輸入解禁要請の場合) Al施設に関する情報(施設の承認、施設への動物の搬入条件等)

一般状況に関する質問票(質問票B 家きん用)

1 飼養状況

a) 直近の家きんの飼養羽数及び飼養戸数

()年	採卵	P鶏	肉	用鶏	種	鶏
		戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数
全国							
地域毎(郡、州等)						

()年	肉用七面鳥		繁殖用	1七面鳥
		戸数	羽数	戸数	羽数
全国					
地域毎((郡、州等)				

()年	肉用あひる		繁殖用	あひる
		戸数	羽数	戸数	羽数
全国					
地域毎(郡、州等)	X			

() 年	肉用がちょう		繁殖用力	繁殖用がちょう		業用家きん
	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数
全国						
地域毎(郡、州等)						

b) 庭先養鶏 (バックヤード) による飼養羽数、農家数 (大まかな可能な範囲で 記載)

2 家きん肉及び家きん製品の生産及び流通

※生体の輸入解禁要請の場合はa)b) c)は不要

- a) 直近の生鮮肉及び食用殼付卵の生産量
- b) 食鳥処理場施設びGPセンター数

	食鳥処理施設	GP センター
施設数		
うち輸出用施設数		

- c) 食鳥処理施設及びGPセンターに関して、
- i) 食鳥処理施設における生前生後検査の内容、検査担当当局及び検査担当者 の資格
- ii) 食鳥処理施設及びGPセンターの認可の種類(国または地方)及び手続き
- iii) 輸出用食鳥処理施設、GPセンターの認可基準及び手続き
- iv) 家きん肉や家きん製品の出用家畜衛生証明書の発行担当者(部局)及び発行手続き
- d) 生産から流通段階までの農家登録、個体(群)識別、トレーサビリティ
- e) 一般的な家きんの飼養(生産) 形態
- f) 業界の自主的な家畜衛生・獣医公衆衛生プログラムがあればその内容
- g) 生鳥市場が存在する場合はその数、流通体制及び管理・監視の内容

3 輸出入

- a) 輸入に関する統計
 - i) 直近2年間の国別生体輸入量

(個・羽)

				- ''	11/
	種卵	(鶏)	初生	Eひな	(鶏)
	年	年	年		年
国名					

(個・羽)

	種卵(彩	鳥以外)	初生ひた	よ (鶏以外)
	年	年	年	年
国名				

ii) 直近2年間の国別生鮮家きん肉と食用殻付卵輸入量

(kg)

				\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	生鮮肉	(鶏)	食用殼係	寸卵(鶏)
	年	年	年	年
国名				

	生鮮肉(鶏以外)		肉(鶏以外) 食用殼付卵(鶏以外)		
	年	年	年	年	
国名					

- b) 輸出に関する統計
 - i) 直近2年間の国別生体輸出量

(個、羽)

	種卵	(鶏)	初生ひな	: (鶏)
	年	年	年	年
国名				

(個、羽)

				7 7 7 7 7 7
	種卵(鶏	鳥以外)	初生ひな	(鶏以外)
	年	年	年	年
国名				

ii) 直近2年間の国別生鮮家きん肉と食用殼付卵輸出量

(kg)

	生鮮肉	(鶏)	食用殼付卵	(鶏以外)
	年	年	年	年
国名				

(kg)

	生鮮肉(鶏以外)	食用殼付卵 (鶏以外)		
	年	年	年	年	
国名					

- c) 家きん及びその畜産物の輸入検疫体制に関し、
- i) 輸入検疫の実施主体
- ii) 生体の輸入検疫施設の数及び所在地(主な入国地点とあわせて地図に示す)
- iii) 生体及び畜産物輸入検疫の概要
- iv) 密輸対策
- v) 生体(初生ひな及び種卵を含む)の輸出にかかる衛生証明書の発行を担当す

る当局組織及び発行手続き

vi) 航空機や船舶から出るギャベージの処理について何らかの規制があるか。 ある場合は、その内容と法的根拠。

4 その他

- a) 初生ヒナ、種卵の輸入解禁要請の場合) 種鶏場及びふ卵施設に関して、
- i) 公的な疾病モニタリングプログラム(サルモネラ等)が存在するか
- ii) 輸出用施設の登録、承認制度があるか。ある場合は、承認基準。



一般状況に関する質問票(質問票B 馬用)

1 飼養状況

直近の馬の飼養頭数及び飼養戸数

()年	肥育	育用	競力	き用 しゅうしゅう	繁殖	直用	乗	馬
		戸数	頭数	戸数	戸数	戸数	頭数	戸数	頭数
全国									
地域毎(郡	、州等)								

2 馬肉及び馬肉製品の生産及び流通

※馬肉及び馬肉製品の輸入解禁要請以外の場合は回答不要。 また国内でと畜を行っていない場合はその旨を記載。

a) 直近の馬のと畜頭数、肉生産量

٠.		• • • • –
	年間と畜頭数 (頭)	
	肉生産量(kg)	

b) 馬のと畜場及び食肉処理場数

【と畜場】	
と畜場数	
輸出用認可と畜場数	
【食肉処理場】	
食肉処理場数	
輸出用認可食肉処理場数	

- c) と畜場及び食肉処理場に関して、以下について
- ii) と畜場及び食肉処理場の認可の種類(国または地方)及び手続き
- iii) 輸出用と畜場、食肉処理場の認可基準及び手続き
- iv) 馬肉及び馬肉製品の輸出用家畜衛生証明書の発行者及び発行手続き

3 輸出入

- a) 輸入に関する統計
- i) 直近2年間の国別馬生体(肥育用、競走馬、繁殖、乗馬別) 輸入頭数
- ii) 直近2年間の国別生鮮馬肉輸入量

- b) 輸出に関する統計
- i) 直近2年間の国別馬生体(肥育用、競走馬、乗馬)輸出頭数
- ii) 直近2年間の国別生鮮馬肉輸出量
- c) 馬及びその畜産物の輸出入検疫体制に関し、
- i) 輸入検疫の実施主体
- ii) 生体の輸入検疫施設の数及び所在地(主な入国地点とあわせて地図に示す) 並びに概要
- iii) 生体及び畜産物検疫の概要
- iv) 馬及びその畜産物の輸入にあたっての家畜衛生条件の概要
- v) 生体の輸出にかかる衛生証明書の発行を担当する当局組織及び発行手続き

4 その他

- a) 馬生産農家における農家登録、個体識別、トレーサビリティに関する情報
- b) (もしあれば) 国内における馬の移動に関する規制